

令和3年3月

自治会等代表者 様

東京都住宅政策本部  
東京都住宅供給公社

**都営住宅等の共益費徴収事業における徴収項目等の変更について**

都営住宅等の共益費徴収事業にご協力賜りありがとうございます。

本事業について、お住まいの団地では既に徴収を開始しておりますが、この度、徴収項目等の変更をご検討されているとのご連絡をいただきました。

徴収項目等を変更する場合は、共益費徴収の申込時と同様の意思決定が必要となります。添付の「提出していただく書類」により必要書類をご用意のうえ、令和3年6月30日までに、下記の郵送先までご提出ください。

必要書類のご提出により手続を完了した場合、徴収項目等の変更及び共益費金額への反映は、令和4年4月となります。

書類の郵送先

〒150-8322

渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山

東京都住宅供給公社 公営住宅管理部

都営管理課 都営管理推進係 宛

問い合わせ先

JKK東京 お客様センター Tel.0570-03-0071

受付時間：9時～18時（土日・祝日は除く）

ナビダイヤルがご利用できない方、携帯番号の無料通話分や割引サービスご利用の方はこちら Tel.03-6279-2652

担当：公営住宅管理部 都営管理課 都営管理推進係

※裏面をご確認ください。

## 【提出していただく書類】

### 徴収項目の追加

(1) 自治会総会による申込手続きの場合

【以下、①②④⑤については、すべて同封したピンク色の用紙を使用してください。】

- ① 共益費徴収項目等変更願（様式3-（1））
- ② 自治会総会における決議状況（様式1）
- ③ 自治会規約 写し
- ④ 居住者への周知文（自治会用）写し
- ⑤ 配付状況確認書（様式2）

【以下、⑥⑦については、電気料金、水道料金の支払を申込む場合のみ】

- ⑥ 共用部分の電気料金、水道料金の領収書等12か月分のコピー  
（連続したもの、集会所の分は含まれていない。）
- ⑦ 光ファイバー通信設備にかかる受取電気料金の関係書類  
（㈱NTT 東日本・KDDI㈱・アルテリア・ネットワークス㈱からの書類）

(2) 自治会総会によらない申込手続きの場合

【以下、①②③については、すべて同封した水色の用紙を使用してください。】

- ① 共益費徴収項目等変更願（様式3-（2））
- ② 居住者への周知文（自治会のない団地用）写し
- ③ 同意者名簿（様式3）

【以下、④⑤については、電気料金、水道料金の支払を申込む場合のみ】

- ④ 共用部分の電気料金、水道料金の領収書等12か月分のコピー  
（連続したもの、集会所の分は含まれていない。）
- ⑤ 光ファイバー通信設備にかかる受取電気料金の関係書類  
（㈱NTT 東日本・KDDI㈱・アルテリア・ネットワークス㈱からの書類）

### 徴収項目の削除

(1) 自治会総会による申込手続きの場合

- ① 共益費徴収項目等変更願（様式3-（1））
- ② 自治会総会における決議状況（様式1）
- ③ 自治会規約 写し

(1) 自治会総会によらない申込手続きの場合

- ① 共益費徴収項目等変更願（様式3-（1））
- ② 同意者名簿（様式3）



令和 年 月 日

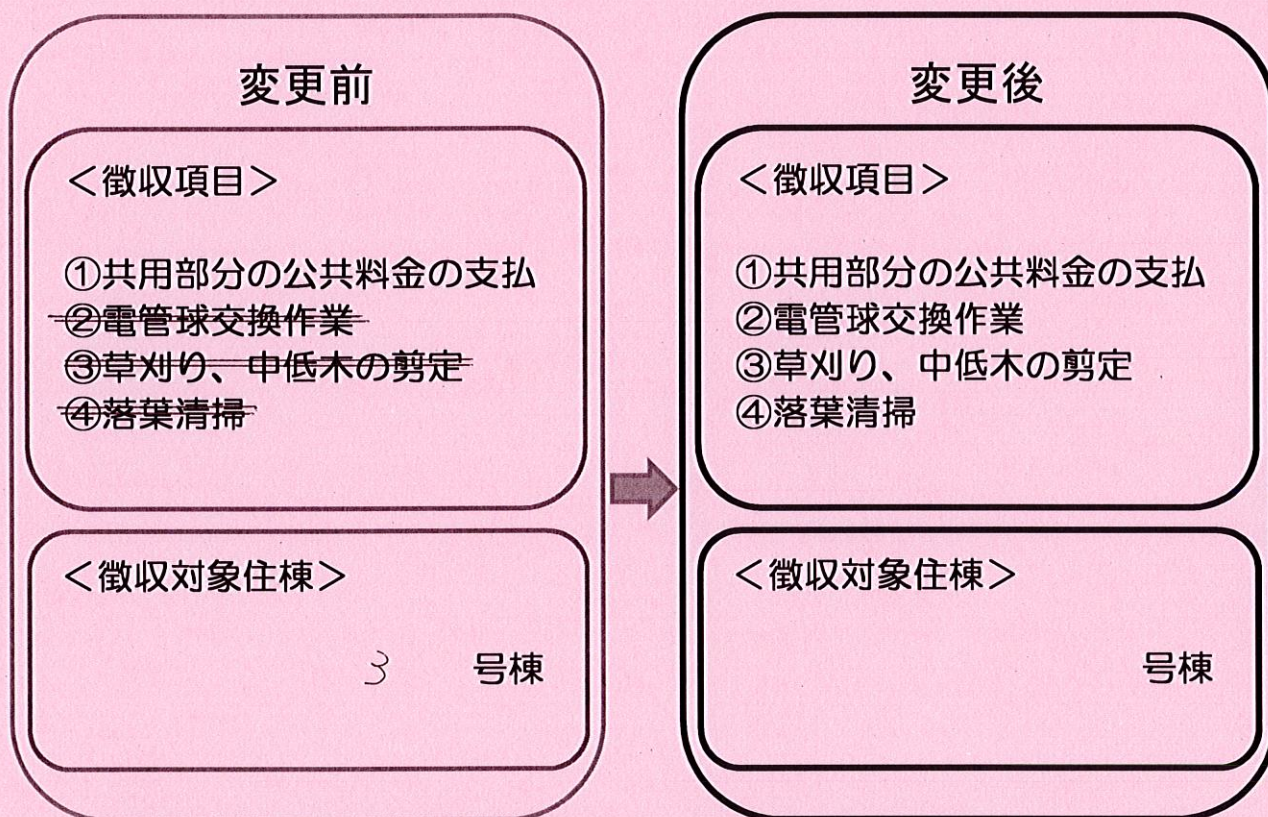
(柳沢六丁目) アパートにお住まいの皆様へ

自治会代表者( )

### 今後の共益費について(変更)

令和 年 月 日に開催された自治会総会において、これまで東京都が徴収している共益費(共用部分の維持管理に必要な費用)について、一部内容の変更をお願いすることが決まりました。

変更内容と都が徴収する共益費の注意事項についてお知らせしますので、確認をお願いします。



※変更後の<徴収項目>の①~④のうち、必要の無い項目を二重線で消してください。

※変更後の<徴収対象住棟>に対象のすべての号棟名を記入してください。

※変更後は変更前と同じ場合でもすべて記入してください。

#### 注意事項

- 1 徴収項目の費用について、付帯事務費用(実費の4.5%)を含めて、都が毎月住宅使用料とともに徴収します。
- 2 都が徴収する共益費の過不足については、翌年度の共益費の徴収金額により調整し、各戸ごとの精算は行いません。
- 3 年度途中で住宅を退去しても、共益費は返還されません。
- 4 生活保護を受給されている方も含めて、免除の取扱いはありません。
- 5 1の費用以外に必要な費用を自治会等で徴収する場合があります。

## 自治会総会における決議状況

令和 年 月 日

(1) 本申込みについての決定日 (総会等の開催日)

令和 年 月 日

(2) 自治会の規約における総会等の成立に  
必要な出席世帯数

加入世帯の 分の 以上

(3) 自治会の規約における議事の決定に  
必要な賛成世帯数

加入世帯の 分の 以上

(4) 本申込みにおける採決状況

ア) 出席世帯数 世帯

イ) 賛成世帯数 世帯

上記のとおり相違ありません。

アパート名

自治会長名

印

# 共益費徴収項目等変更願

年 月 日

東京都知事殿

住宅名 \_\_\_\_\_ アパート

自治会名 \_\_\_\_\_

号棟名 \_\_\_\_\_

※ 共益費を徴収している住棟の棟番号を全て記載してください。

自治会長名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

号棟 \_\_\_\_\_ 号室

連絡先 TEL \_\_\_\_\_

私達は現在、都が実施する共益費徴収事業を利用しています。  
このことに関して、下記のとおり、変更をお願いします。  
なお、下記の変更内容については、関係する全入居世帯に周知済みです。

## 記

1 現在の徴収項目を改め、今後、共用部分の維持管理に必要な

- ①共用部分の電気料金・上下水道料金・ガス料金
- ②共用灯・街路灯の電管球交換作業(電管球代を含む)
- ③草刈り、中低木の刈込・剪定
- ④落ち葉の清掃

の費用について、附帯事務費用(実費の4.5%)を含めて、都が毎月住宅使用料とともに徴収すること

※上記の①～④の項目のうち、必要の無い項目は二重線で消してください。

変更理由 \_\_\_\_\_

2 現在の対象号棟を改め、今後、以下の変更後号棟から1の費用を徴収すること

変更前号棟 \_\_\_\_\_

変更後号棟 \_\_\_\_\_

変更理由 \_\_\_\_\_

この申込書及び添付書類に記載された個人情報、共益費の徴収に関する業務、調査・統計資料の作成、その他都営住宅の管理上必要な場合にのみ利用し、それ以外の目的に利用することはありません。